

総合エネルギー調査会電気事業分科会  
第4回制度改革評価小委員会議事要旨

日 時：平成17年12月12日(月) 14:00～16:00

場 所：経済産業省本館17階第1特別会議室

出席者：(委 員) 金本委員長、大山委員、田中委員、松村委員、柳川委員、  
横山委員

(オブザーバー) 電気事業連合会 寺本事務局長、(株)エネット 武田取締役

(事務局) 片山電力市場整備課長、柳瀬原子力政策課長、  
岩野電力流通対策室長、鈴木電力市場整備課課長補佐、  
田中電力市場整備課課長補佐

#### 議事概要

委員及びオブザーバーから以下のとおり発言があった。議論概要は以下のとおり。

#### 欧米の制度改革とその効果及び評価について

欧米においては、自由化の進展に伴って供給信頼度に対する懸念が増加していると認識。EUにおける国際連系線と日本における地域間連系線の状況は似ているが、EUでは国際連系線をどのように整備していくのか。

米国のエネルギー政策法では、州を跨ぐ連系線を整備するにあたってDOEやFERCに一定の権限を与えることが盛り込まれている。EU委員会は、米国のように国際連系線整備に関する何らかの権限を持ちたいと考えている。

ETSOによると、国際連系線の増強に関して、その利益が2国間にとどまらず複数の国に裨益する場合の費用負担のあり方が問題となっているとのことである。EUにおいては、各加盟国が一定額を出資しているEUの予算で国際連系線の増強費用を負担することにより、費用負担と利益のバランスを取ることができないか、という議論が行われている。ただ、最新の「供給セキュリティ及びインフラ建設に係わる指令案」の中では、国際連系線に関する記述が投資計画の報告義務のみとなっており、2003年に提案されたものと比べて記述が減っている状況となっている。

資料の「統一電力市場形成に関する進捗状況調査」によれば、ベルギー、オランダは供給余力があまりないが、周囲の国に供給余力があるので、安定供給には問題がないとのことである。しかしながら、ベネルクス地域で国際連系線の混雑が多発しているとの記述もあり、混雑した場合に、他国から融通してもらうことが可能であるのか疑問である。また、日本でも地域間の融通を前提として供給余力を考えるのであれば、

連系線の混雑についても一緒に考えていく必要がある。

ベネルクス地域全体で国際連系線が混雑しているというよりは、ドイツとオランダの国境とフランスからベルギーへの連系線が若干混雑している。他の連系ルートもあるので、全体として安定供給には問題がないという評価だと思う。ベルギーのように大国に挟まれていている小国では、潮流の向きも頻繁に変わるとのことであり、一国で完結しているというよりは周辺国も含めて評価しているということではないか。

米国では、DOEやFERCが州際連系線建設等安定供給への取組を行っているが、州際連系線建設インセンティブの付与や費用負担、民間との役割分担等について、どの程度議論されているのか。

州際連系線建設のインセンティブについては、具体的には費用の回収や償却期間の短縮ということが挙げられている。しかしながら、費用負担については、ほとんど記述がない。基本的には利益に応じて負担額を案分するが、交渉次第ということである。

米国の送電網については昔の規制が基本的に残っていて、利用者が費用を負担するスキームで、州ごと規制委員会が送電料金を規制している。EUは国によって規制が異なるが、国際連系線建設インセンティブのスキームを導入することについては、成功するかどうかは分からないが、それほど難しくはないのではないかと考えている。

米国ではSMDが取り下げられて、信頼度機関という新たな枠組みをつくるということであるが、日本には電力系統利用協議会があり、米国の送電部門のシステムが日本のシステムに似てきているような印象を受ける。

また、EUについては、安定供給に関する評価指標がUCTEの報告に基づいているので、UCTEに加盟していないスウェーデンやノルウェーなど北欧の国のデータが記載されてないが、情報はあるのか。

手元にデータはないが、EU委員会の報告は暫定報告という位置付けであり、例えば、需要家満足度について新規加盟国のみのデータで評価するなど、評価指標の採り方自体が網羅的でない感じを受ける。来年の最終報告に向けてブラッシュアップされる過程で北欧のデータも入るのではないか。

欧米の電力自由化は、それぞれの国の事情に合わせて進められている。EUについては、市場の統一といった大命題の下に自由化を進めており、様々な取組がなされている。米国については、州ごとの電力料金の格差を縮小するために自由化を進めているが、元々電力料金の安い州は消極的である。

同様に、日本も国の事情にあった自由化のスキームをつくるべきである。安定供給、環境及びこれらを踏まえた効率化という観点から、工夫して進めるべきである。安定供給については、当面は問題ないが、将来的にはどうなるか心配なところである。また、今後市場において供給力を確保するような何らかの競争政策的な措置が取られた場合、市場価格の形成におかしな動きをもたらすことにつながらない仕組みが確保されるかは気になるところである。

EUでは、指令のレベルで強制的に供給力の確保を加盟国に対して義務づけているというよりは、卸電力市場での価格シグナルに基づき投資が行われるという大前提に立って、各加盟国に対し、市場の形成、市場が正しく機能するために将来の需給見通しを出すこと及び発電投資への投資環境を整備することを求めている。投資環境が整備されれば、市場原理で投資が起こるので、需給バランス維持のためアンバンドリングされたTSOに発電予備力の確保を課しておけばよいと考えている。

一方で、各加盟国レベルでは、安定供給の確保に向けて独自の取り組みを行っている。例えばフランスの発電入札制度は、安定供給の必要に応じて入札を行い、落札者には、需要の最低保障を組み合わせている。

EUレベルの市場メカニズムに基づいた安定供給確保のための枠組みと各国レベルで現存している枠組みについては、当然のことながら微妙に差があるものとする。例えば、イギリスのように、ナショナル・グリッド・トランスコが7年後までの見通しを出してOfgemから了承を得るといふ、比較的EU指令に近い体制で将来の安定供給を確保している国もある。

競争と価格の関係を考えると、競争環境や投資環境を整えることが、安定供給をもたらすような投資につながるかどうか疑問に思う。

欧州では楽観的な見方がなされている。制度の実効性はこれから検証されていくのではないかと。

米国においてもSMDによって、価格を市場から発信するという観点で制度を追求してきた経緯がある。SMDの一部を基本としてエネルギー政策法ができたということとは、注目すべきことである。

米国、EUと日本の事情は違う。特に、発電所が一年でできるというイギリスでの供給安定の考え方とは、日本は状況が異なるため、別途議論が必要である。また、米国のSMDについては、既に適用している州で中止するわけではなく、これを全国展開するか否かという話に過ぎない。米国の制度が日本の制度に近づいて来ているというわけではなく、米国の州ごとの制度を最大公約数的に見た際に日本に似ているとい

うことではないか。

国際連系線や市場構造、発生している問題点など、日本とEUには共通点が多く、学ぶことが多いのではないかと。しかし、EUと異なる点について、具体的にどのような点が異なるのかについて議論しないことは生産的ではない。

一方、米国と日本の状況はかなり違う。自由化されていない州の安い電源から自由化されている地域に高い価格で販売できるとすると、州内の消費者の利益の拡大につながるため、このような州は自由化に対して消極的。この構図は日本と異なる。

EUはガスのパイプラインが整備されており、一次エネルギーのマーケットが整備されており、また、国際連系線によって他国とつながっている点で日本と異なっている。安定供給を考えていく上で、一番の違いはそれぞれの国・地域が置かれている状況であると考えている。

事業者変更率については、EUも米国も日本と比較して高い数値である。事業者変更率だけで評価することはフェアではないが、重要な指標である。日本は事業者変更率が極めて低い、制度に要因があるのではないかとという見方で評価を進めていく必要があるのではないかと。

自由化と安定供給の関係については、米国、EUとも競争政策と安定供給のバランスをとることに苦労している。一般的に競争政策と安定供給は相反するものではなく、バランスをとって進めていくものであるとの印象を受ける。また、信頼度確保については、安定供給の確保のために供給力の確保と流通設備の確保及び適切な運用がなされている。米国では信頼度基準を法的に義務化する動きがあり、EUでは特権状態にある流通設備について規制を強化する動きがあるのではないかと。日本では、電力会社に流通設備に関する権限が集中しているので、電力系統利用協議会との役割分担をきちんと見ていく必要がある。

EU委員会によるネットワーク部門の独立性の評価が資料で紹介されているが、日本の場合どの程度の評価になるだろうか。また、EUでは国単位での評価となっているが、日本では国自体で1つの市場として考えるのか、地域ごとに分けて考えるのか。今後きちんと議論していただきたい。

御指摘の点は、効率化及び個別制度の評価の際に議論したい。

競争評価を行う際には、まず市場の画定を行うことになるが、どこまで行うかはこれから検討していく。

米国では、東地域と西地域では信頼度確保の考え方が大きく違うという印象がある

が、EROではどのように信頼度基準の策定を行うのか。

地域間での考え方の違いを踏まえて信頼度基準を細かくすると州の間で差が出てしまう。FERCがEROに求めているのは、できるだけ全米に適用できる基準にすることであり、最大公約数的な基準にするかどうかEROも悩んでいる。

現在のNERCの基準は、日本の電力系統利用協議会のものと大きな差はないが、EROに移行して基準を変えてくるのかどうかは不明。特に、10の地域信頼機関とEROとの関係は、今後も見えていく必要があると考えている。

NERCは一部の州で構成される組織であり、連邦レベルのしっかりした組織ではなく、EROは、連邦レベルの下部機関として法律で定めるものである。ERO移行後に今後の方針を考えていくとのことである。

次回は2月7日(火)「効率化」に関する検証について議論する。